（目黒区）

 **○**[**目黒区公衆浴場法施行条例**](http://www3.e-reikinet.jp/meguro/d1w_reiki/424901010013000000MH/424901010013000000MH/424901010013000000MH_j.html)

平成24年３月14日目黒区条例第13号

目黒区公衆浴場法施行条例

第１条から第2条　＜省略＞

（衛生及び風紀に必要な措置の基準）

第３条　法第３条第２項の規定により条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

(１)から(５)　＜省略＞

(６)　浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するものであること。

(７)　浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

(８)　浴槽水は、１日１回以上換水すること。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところにより、換水すること。

(９)　原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。）を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

(10)　調節槽は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(11)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

ア　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

(12)　前３号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、３年間保存すること。

(13)から(34)　＜省略＞

(35)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の構造設備の基準によること。

ア　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

イ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜中略＞

３　営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

＜以下省略＞

 **○**[**目黒区公衆浴場法施行条例施行規則**](http://www3.e-reikinet.jp/meguro/d1w_reiki/355902100042000000MH/355902100042000000MH/355902100042000000MH_j.html)

昭和55年５月目黒区規則第42号

平成24年３月14日規則第６号

第１条から第７条　＜省略＞

（浴槽水の水質基準）

第８条　条例第３条第１項第６号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、当該基準（第３号及び第４号の基準を除く。以下この条において同じ。）により難い場合であって、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の全部又は一部を適用しないことができる。

(１)　濁度は、５度以下とすること。

(２)　過マンガン酸カリウム消費量は、１リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

(３)　大腸菌群数は、１ミリリットル中に１個以下とすること。

(４)　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

（換水）

第９条　条例第３条第１項第８号ただし書の規定による換水は、浴槽水が前条に定める水質基準を満たすために必要な程度行うものとする。

（貯湯槽を使用するときの措置）

第10条　条例第３条第１項第９号アの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、１年に１回以上行うものとする。

２　条例第３条第１項第９号イの規則で定める温度は、摂氏60度とする。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置）

第11条　条例第３条第１項第11号アの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

２　条例第３条第１項第11号イの規定による配管の内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

３　条例第３条第１項第11号ウの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

４　条例第３条第１項第11号オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について１年に１回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞